

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第30条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は社会福祉の充実、向上のため本会の趣旨に賛同して入会した者とし、次のように区分される。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 賛助会員（会社・事業所等）

(広報)

第3条 本会は会員に対し、次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算、事業報告等本会の運営状況の周知
- (2) 本会の発刊、発行する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 本会の発刊する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 本会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 本会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内

(会費)

第4条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

- (1) 一般会費 1口 1,000円
- (2) 賛助会費 1口 5,000円

(会費の納入)

第5条 会費は、一括納入とし、納入書によって納付しなければならない。

2 既に納入した会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(会費の減免)

第6条 会長は、会員に特別な事由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退会)

第7条 会員は、次の各号の一に該当した時は、退会したものとする。

- (1) 会費を納入しない時
- (2) 退会の申し出があった時
- (3) 本市の区域外へ転出した時
- (4) 賛助会員が解散した時

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項については、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。